

令和3年度福島県立田村高等学校（前期選抜）募集要項

〒963-7763 福島県田村郡三春町字持合畑88番地1
電話 0247-62-2185

1 募集学科及び募集定員

| 課程 | 学科 | 選抜 | 募集定員 |
|-----|-----|------|---------------------------------------|
| 全日制 | 普通科 | 特色選抜 | 募集定員（160名）の40%程度 |
| | | 一般選抜 | 募集定員（160名）から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数 |
| | 体育科 | 特色選抜 | 募集定員（40名）の80%程度 |
| | | 一般選抜 | 募集定員（40名）から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数 |

2 通学区域

普通科の通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。体育科の通学区域は県下一円とする。

3 出願資格

出願資格については、次の（1）の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、（1）に加えて（2）の条件も満たす者とする。

（1） 次の①又は②の条件を満たす者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者（詳しくは「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。）

（2） 4に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 志願してほしい生徒像

| 学科 | 志願してほしい生徒像 |
|-----|--|
| 普通科 | <p>本学科では、四年制大学への進学、部活動での全国大会出場等の自分の夢を実現するために、学習や部活動に熱心に取り組む次のような生徒を求めている。</p> <p>A型（学業） 各教科の成績が優秀で、四年制大学への進学をめざして、特進クラスを志望し意欲的に学習できる者</p> <p>B型（部活動） 学業と部活動を両立させ、リーダーシップを発揮し、3年間部活動の中心となって活躍できる者（ただし、以下に示す部活動とする。マネージャーは含まない。）</p> <p>【運動部】陸上競技（中長距離、駅伝）・柔道・ソフトテニス・卓球・バスケットボール・バレーボール・サッカー・野球・テニス・弓道・ウエイトリフティング・アーチェリー・ボート</p> <p>【文化部】演劇・美術・合唱・吹奏楽</p> |
| 体育科 | <p>本学科では将来国際大会や全国大会等で活躍できる選手や、社会で活躍・貢献できる体育・スポーツ指導者の育成を目指し、競技力の向上や人間力を兼ね備えたアスリートを育成するための教育活動を行っており、次のいずれにも該当する生徒を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 体育・スポーツの活動を強く希望し、将来に向け、計画的・意欲的に学校生活に取り組むことができる者 ② スポーツ活動において顕著な競技実績または高い運動能力を有する者 ③ 目的意識が明確であり、強化指定種目の部活動を3年間継続することができる者 <p>【体育科強化指定種目】陸上競技（中長距離、駅伝）・バスケットボール・女子バレーボール・柔道・ウエイトリフティング・ソフトテニス・野球</p> |

5 併願の取扱い

- (1) 本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願において、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願において、**体育科**を志願する者については、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の**普通科**を第二志望とすることを認める。

6 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願方法及び提出書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して出願する。その際、次の書類を提出する。また、中学校長は本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(福島県教育委員会が定めた所定の様式)を添付する。
 - ① 入学願書(福島県教育委員会において作成したもの)
入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。福島県教育委員会が定めた所定の様式)
 - ③ 特色選抜志願理由書(本校所定の用紙)
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙(福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (2) 上記(1)以外の者は、直接本校校長に出願する。提出書類は「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校や保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(福島県教育委員会が定めた所定の様式)を出願に際して本校校長に提出できる。詳しくは「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 提出期間は、令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。郵送の場合には、2月17日(水)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

10 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

詳しくは、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込みの者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を、在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（福島県教育委員会が定めた所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 出願の特例措置

「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

13 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

普通科においては、特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料として総合的に判定し、合格者を決定する。

| 学力検査 | 特色選抜志願理由書 | 調査書 | 特色面接 | 特色検査 | 選抜資料の満点 |
|------------------------------|---|--|---|----------------|-------------------------|
| A型、B型ともに、5教科として、合計250点満点とする。 | A型、B型ともに、本校普通科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。 | A型、B型ともに、「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。 | A型、B型ともに、個人面接を実施する。 個人面接では、A型、B型ともに本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 また、それぞれの「志願してほしい生徒像」に基づく質問を行う。（自己をアピールする内容を含む。） 面接については点数化し110点満点とする。 | A型、B型ともに実施しない。 | A型、B型ともに、全体の満点は550点とする。 |

体育科においては、特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接、特色検査（実技）の結果を資料として総合的に判定し、合格者を決定する。

| 学力検査 | 特色選抜 志願理由書 | 調査書 | 特色面接 | 特色検査 | 選抜資料の満点 |
|---------------------|---|---|---|--|-----------------|
| 5教科として、合計250点満点とする。 | 本校体育科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいことや入部したい部活動等について本人が記入する。 | 「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。 | 個人面接を実施する。 個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 面接については点数化し110点満点とする。 | 実技を実施する。 本校の強化指定種目の中から1種目実施する。 実技については点数化し250点満点とする。 | 全体の満点は、800点とする。 |

※体育科強化指定種目：陸上競技（中長距離、駅伝）・バスケットボール・女子バレーボール・柔道・ウエイトリフティング・ソフトテニス・野球

(2) 一般選抜

普通科及び体育科ともに、調査書の審査結果、選抜のための学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下、「一般面接」という。）の結果を資料として総合的に判定し、合格者を決定する。

| 学 科 | 学力検査 | 調査書 | 一般面接 | 学力検査と調査書の成績の比重 |
|-----|---------------------|---|---|----------------|
| 普通科 | 5教科として、合計250点満点とする。 | 「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。 | 集団面接を実施する。 面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 面接については、段階評価する。 | 同等とする。 |
| 体育科 | 5教科として、合計250点満点とする。 | 「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。 | 個人面接を2回実施する。 1回目は本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 また、2回目は運動能力を試す内容とする。（運動の種類については本校の強化指定種目の中から1種目実施する。） 面接については点数化して、合計200点満点とする。 | 同等とする。 |

14 学力検査・特色面接・特色検査・一般面接等の日程及び会場

1 学力検査

- (1) 日時 令和3年3月3日(水) 9:00～15:10
- (2) 会場 福島県立田村高等学校
- (3) 持参するもの
受験票、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、
下敷き、分度器は使用できない。)、上履き、下足袋、昼食
- (4) 受付 8:20～8:30 各教室
- (5) 日程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

| | | | | | | | | |
|----|---|----|---|-------------|----|----|---|----|
| 国語 | 休 | 数学 | 休 | 外国語 (英語) | 昼食 | 理科 | 休 | 社会 |
|----|---|----|---|-------------|----|----|---|----|

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

2 特色面接及び特色検査、一般面接

体育科

- (1) 日時 令和3年3月4日(木) 9:00～
- (2) 会場 福島県立田村高等学校
- (3) 持参するもの
受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食
※この他に自分が選択した実技種目の運動用具を持参する。また、ウォーミング
アップの服装(ジャージと体育館シューズ)と、専門種目の服装(特に柔道選択
者は柔道着、野球選択者は練習着)を持参する。
- (4) 受付 8:20～8:30 各教室
- (5) 日程

9:00

| | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 特色 面接 | 一般 面接① | 一般 面接② | 特色 検査 |
|----------|-----------|-----------|----------|

※一般面接①は本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる内容とする。一般面接②は運動能力を試す内容とする。

普通科

- (1) 日時 令和3年3月5日(金) 9:00～
- (2) 会場 福島県立田村高等学校
- (3) 持参するもの
受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食
- (4) 受付 8:20～8:30 各教室
- (5) 日程

9:00

| | |
|----------|----------|
| 一般 面接 | 特色 面接 |
|----------|----------|

15 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(1) 追検査等受験の手続き

非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と福島県教育委員会が協議し判断する。

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（福島県教育委員会が定めた所定の様式）に医師の診断書を添付し、3月5日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の手続きについては、新型コロナウイルスに関する国の方針、文部科学省の通知、今後の感染の推移を踏まえるとともに、県の関係部局と連携し、最新情報や知見に基づいて、適切な時期に周知する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(2) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和3年3月10日（水）9：00～18：00（予定）
- ② 会 場 福島県立田村高等学校
- ③ 受 付 8：30～8：40 各教室
- ④ 持参するもの

受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷き、分度器は使用できない。）、上履き、下足袋、昼食

※体育科を受験する者は、この他に自分が選択した実技種目の運動用具を持参する。

また、ウォーミングアップの服装（ジャージと体育館シューズ）と、専門種目の服装（特に柔道選択者は柔道着、野球選択者は練習着）を持参する。

⑤ 日程

| 普通科・体育科共通 | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 9:00 | 9:50 | 10:05 | 10:55 | 11:10 | 12:00 | 12:50 | 13:40 | 13:55 | 14:45 |
| 国語 | 休 | 数学 | 休 | 外国語 (英語) | 昼食 | 理科 | 休 | 社会 | |
| (50分) | (15分) | (50分) | (15分) | (50分) | (50分) | (50分) | (15分) | (50分) | |
| 普通科 | | | | | | | | | |
| 15:10 | | | | | | | | | |
| 一般 面接 | 特色 面接 | | | | | | | | |
| 体育科 | | | | | | | | | |
| 15:10 | | | | 18:00 | | | | | |
| 特色 面接 | 一般 面接① | 一般 面接② | 特色 検査 | ※一般面接①は本校で学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる内容とする。一般面接②は運動能力を試す内容とする。 | | | | | |

16 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日(月)正午以降に本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、「合格通知書」を交付するので受験票を持参する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこともある。

17 その他

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 志願者は年内に、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(福島県教育委員会が定めた所定の様式)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(福島県教育委員会が定めた所定の様式)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 志願者は年内に、「受験上の配慮申請書」(福島県教育委員会が定めた所定の様式)を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(福島県教育委員会が定めた所定の様式)により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。